

平成28年

総務委員会

10月24日

豊明市議会

総務委員会会議録

平成28年10月24日

午前10時40分 開会

午前10時54分 閉会

1. 出席委員

委員長	近藤千鶴	副委員長	鵜飼貞雄
委員	郷右近修	委員	後藤学
委員	早川直彦	委員	杉浦光男
委員	月岡修一		

2. 欠席委員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	石川晃二	議事課長	馬場秀樹
議事担当係長	水野美樹	議事課主事	川口真也

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	小浮正典	副市長	坪野順司
行政経営部長	石川順一	財政課長	伊藤正弘
市民協働課長	樋口進	市民協働課長補佐	糸和広
市民担当係長	杉浦由季	財政担当係長	萩野昭久

5. 傍聴議員

清水義昭	富永秀一	蟹井智行	宮本英彦
ふじえ真理子	毛受明宏	近藤郁子	山盛さちえ
近藤善人	三浦桂司	一色美智子	

6. 傍聴者

一般傍聴者 2名

午前10時40分開会

○総務委員長（近藤千鶴議員） ただいまより総務委員会を開会いたします。

会議に先立ちまして、市長より挨拶を願います。

小浮市長。

○市長（小浮正典君） 皆様、本会議の休会中でございます。総務委員会が開かれておりますが、総務委員会に付託されております案件、議案第96号の平成28年度一般会計補正予算案、1案でございます。慎重な審査をよろしくお願いいたします。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ありがとうございます。

議長より挨拶をお願いいたします。

○議長（月岡修一議員） おはようございます。

本当に今、市長が申されたように、議案第96号の補正に関する部分だけありますので、といってもしっかりと質疑をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ありがとうございます。

これより会議を開きます。

お諮りいたします。市長におかれましては自席待機といたしたいが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（近藤千鶴議員） 御異議なしと認めます。よって、市長におかれましては退席願いますが、答弁を求める機会がある場合には出席をいただきますので、御承知おきをお願いいたします。

（市長退席をなす）

○総務委員長（近藤千鶴議員） 本日の傍聴については、申し合わせに従い15名以内とし、委員長において一般傍聴者の入室を許可いたします。

本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件につきまして、お手元に配付いたしました議題に従い会議を進めます。

なお、当局におかれましては、反問権を行使される場合は意思表示を明確にされ、論点を整理して反問されますようお願いいたします。

議案第96号 平成28年度豊明市一般会計補正予算（第6号）のうち、本委員会所管部分についてを議題とします。

本案につきまして、理事者の説明を求めます。

伊藤財政課長。

○財政課長（伊藤正弘君） それでは、補正予算第6号につきまして御説明をいたします。

4 ページ、5 ページが財政課所管部分になります。

18 款の繰越金のみでございます。特定財源の 860 万 5,000 円を控除いたしましたこのたびの歳出補正予算の一般財源として 522 万 1,000 円を計上するものでございます。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 樋口市民協働課長。

○市民協働課長（樋口 進君） それでは、議案第 96 号のうち、市民協働課所管分について御説明をいたします。

6 ページ、7 ページをごらんいただきたいと思います。

歳出の中段の表、2 款 1 項 11 目の市民活動推進費でございます。今回、補正額として 122 万 1,000 円の増額をお願いするものですが、これは事後許諾によるイラスト使用によるイラスト使用料であります。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

早川委員。

○早川直彦委員 補正予算の 6 ページ、7 ページ、イラストの使用料について聞かせていただきます。

イラスト使用料としては、122 万円 1,000 円というのはかなり高額なものと私は思っているんですが、イラスト、何種類あったのか。イラストは、1 つ幾らで買うというのが普通だと思うんですけど、どのような契約でどう請求されたのか、その辺を詳しく説明してください。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

樋口市民協働課長。

○市民協働課長（樋口 進君） 御質問ですけれども、まず、作品でございますけれども、5 作品ございます。5 作品の部分で請求がされております。作品によりましては、使用という部分で請求がございます。通常ですと買い取りという部分が多いんですけれども、このイラストにつきましては、1 年間使用するという部分の使用料の請求になっております。この作品、5 作品ございますけれども、使用開始の年度がそれぞれ違っておりますけれども、一番古いもので平成 23 年の 12 月から、最新でいいますと 28 年の 6 月まで使用させていただいております。

金額のほうにつきましては、それぞれの作品によって金額差がございますので一概に言

えませんが、大体ウェブ上ですと1年間で6万円ぐらい、それから、紙ベースですと2万円から2万4,000円ぐらいというような形のもので請求がございます。

以上でございます。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 早川委員。

○早川直彦委員 年単位の使用で紙ベースも含まれるということは、市民の方が手元に持っていればそれもまた請求されるのかとか、市で保管しているもの、その辺、もしかしたら回収しなきゃいかんとかそのような問題というのはいないのでしょうか。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

樋口市民協働課長。

○市民協働課長（樋口 進君） 紙ベースのものにつきましては、配布の期間というような形で考えておきまして、それについて請求のありました業者からはそういった形で請求がございますので、一旦、例えば1年のうちの1カ月間だけ配布ということになりますと、1カ月間を1年というような形でカウントされるという形になります。

以上でございます。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 さらに確認させてください。

今回、多分イラストを使われた方は著作権料がないと、無料だと思って、多分ウェブ上から探して、コピーしてペーストしてつくったものだと思うんですが、今後どのような対策を講じていくのかとか、多分していると思うんですが、どのような対策を講じているのでしょうか。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

樋口市民協働課長。

○市民協働課長（樋口 進君） 対策ですけれども、こちらのほうで、まず調査依頼のありました部分についての、ウェブ上のイラストについては完全削除という形でいたしましたので、これ以降については表に出ないというような形で対処させていただきました。

調査の段階で対応しましたのは、幹部会等で報告をいたしまして、市のほうの中では注意喚起をするというような形で一旦しまして、9月28日付でございますけれども、副市長より著作権の取り扱いについて注意するようという注意勧告の文書を職員宛てに出したところでございます。その中では、基本的にはインターネットからのイラスト使用はやめましょうというような形でなっております。

そのかわりといっちはなんですけれども、今後使用できるイラストについては、イラス

ト集、こちらのほうで計画をされておるといふことをございますので、このイラストであれば大丈夫だよというふうなことで共有を図っていきたいのが1つと、あとは買い取りという部分のものについて、今後使用していくというふうな形で進めていきたいと思っております。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 副市長名で9月28日に出したというのはわかったんですが、市民協働課の関係だと、ボランティアの皆さんとかNPOの方とか、特にお祭りの関係なんかで、市から補助を出して行事をして、イラストを使ってというか、チラシをつくってという部分もあるんですが、そのように市民向けに補助を出している団体について、協働課から何か気をつけてくださいよとか、逆にネット上にリンクして張る場合もあると市のほうにも責任があるんじゃないかってなるんですが、そちらのほうは大丈夫なんでしょうか。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

樋口市民協働課長。

○市民協働課長（樋口 進君） 全ての団体に周知はしておりませんが、補助団体であります大きな祭りであるかというふうな団体さんのほうについては、注意をしてくださいというふうなことで、実際に構成というんですかね、それも見させていただいてることもございます。今後そういった団体にも、著作権については注意するよというふうなPRをかけていきたいというふうに思っております。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

坪野副市長。

○副市長（坪野順司君） 今の早川委員の関連でございますけれども、当然市内の関係もあります、市外で、先々週、副市町長会というのが3カ月に1回あるんですけれども、近隣5市町でやっております。その中で、私のほうからも近隣5市町のほうに注意してくださいよというふうに情報は発信させていただいております。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 もう一つだけ聞かせてください。

今回、イラストの使用料についての著作権の問題なんですが、著作物ってまだほかにも

写真とか絵とか音楽とかパソコンのデータとか、あらゆるものに著作物があって、使用について知らないで使っているというのものもある可能性も、業者から買い取っているものでお金を払っているものはいいんですが、無料で使っているものって多分多々あると思うんですが、今回著作に関するイラストだけだったのか、ほかのものも注意してくださいという注意喚起があったんでしょうか。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

樋口市民協働課長。

○市民協働課長（樋口 進君） 今回に限って言えばイラストという部分でありますけれども、当然音楽関係のものもございますので、そちらにつきましては、実際にやっている、例えば、こちらではないんですけれども、文化会館あたりですと、その辺は注意を払ってやっております。まだ私ども、勉強の途中でございますけれども、音楽系の著作物についても少し勉強していきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 もう一つだけ関連して。

たまたま議会で、写真のことで、私も著作権のことについて勉強させていただいたんですが、特に写真とかイラストについても市民協働課がかかわるとか、広報がかかわる部分が多いと思うんですが、その辺も大丈夫なのか。また今後同じように著作物で、イラストじゃなくて今度は写真で出てきたとかとなっても困るんですが、その辺も、あらゆるところも著作物について注意するという考えでよろしいんでしょうか。今回、どうです。副市長が答えていただいてもいいんですが。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

坪野副市長。

○副市長（坪野順司君） 今回、そういった形で発覚したんですけれども、あらゆるものに対して職員そのものがやっぱり注意してもらおうというところで、私からの9月28日の取り扱いもそうですけれども、今現在取り扱っておる中で、もし何か気がついたことがあれば、証拠をファイルに残してほしいだとか、いろいろな形で注意喚起を促しておるところでございます。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（近藤千鶴議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

早川委員。

○早川直彦委員 補正予算の第6号について、イラストの使用料について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

質疑の中で述べましたが、著作権ってかなりいろいろなものについています。例えば、業者、プロの写真屋さんにも市が写真をお願いして撮ってもらったと。それを、写真を広報やウェブ上に載せるといっても、その著作物、誰にあるのかといたら、写真を撮った人に著作人格権というものがある、著作権は2つありますので、著作権と人格権と。だから、本来であれば許可をとらなきゃいけないとか、そういう問題が出てきます。人格権で、これは俺のだと、俺の名前を載せろとか、そういうのも出てくる。たまたま私も調べてみて、ちょっと気をつけないといけないんだな、写真やデータとか、全てのものにありますので、いま一度、今回のことを教訓に、職員の皆さんで著作に関するものに注意をして、これは適切なのか、やっぱり一筆書いてもらってちゃんと同意を得なきゃいけないものなのか、ちゃんとこれはフリーですよとか、著作権はいいけど著作人格権も行使をしないとか、その辺のところをしっかりと整理していただいて、同じようなことが二度と起きないようにしていただきたいことを要望して、賛成といたします。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（近藤千鶴議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第96号のうち本委員会所管部分については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（近藤千鶴議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第96号のうち本委員会所管部分については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了といたしました。

お諮りいたします。委員会報告書については私に一任願えますか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（近藤千鶴議員） ありがとうございます。

委員会報告書については例に従い提出をさせていただきます。

御審査、御苦労さまでした。これにて総務委員会を閉会いたします。

午前10時54分閉会